

IT豆知識

「ワンセグ」ってなに？

最近「ワンセグ」という言葉をよく耳にします。ワンセグとは、モバイル端末（携帯電話・パソコン・カーナビ・音楽プレーヤーなど）向けの地上デジタル放送、平たく言えば、ケータイで地デジが見られるサービスのことです。この4月から、3大都市圏およびその他十三県（宮城県を含む）で正式にワンセグのサービスが開始されました。日本の地上デジタル放送では、一つのチャンネルに割り当てられた周波数を13セグメント（区分）に分割して放送に利用しています。このうち、12セグメントを一般家庭向けの放送に利用し、残り1セグメントをモバイル端末向けのテレビ放送として利用しています。

そのため、当初は「1(ワン)セグメント放送」と呼ばれていましたが、最終的には、それを省略した「ワンセグ」というサービス名称に正式決定しました。

通常のテレビ放送（地上アナログ放送）との違いは、移動しながらでもテレビ映像が乱れずに受信できることです。また、地上デジタル放送と同様に、番組に関する情報を配信するデータ放送もあります。

ワンセグで放送される番組は、基本的に地上デジタル放送と同じ内容ですが、画面が小さいため一般家庭向けの地上デジタル放送とは表示の仕方が異なり、内容も異なる場合があります。また、将来的にはワンセグ向けの独自番組を放送することも検討されています。

宮城県商工会連合会嘱託専門指導員

志水 麻木

税のひとくち知識

消費税の簡易課税制度

簡易課税制度選択届出書の効力

問1 基準期間における課税売上高が5,000万円を超えたので、簡易課税制度の適用を受けることができなくなりましたが、提出している簡易課税制度選択届出書の効力はどのようになるのでしょうか。

答1 簡易課税制度選択届出書を提出した場合には、簡易課税制度選択不適用届出書を提出しない限り、効力は存続していますので、その後再び基準期間にける課税売上高が5,000万円以下となった課税期間については、簡易課税制度の適用を受けることになります。

新たに課税事業者又は免税事業者となる場合の届出

問2 免税事業者であった人の基準期間の課税売上高が1,000万円を超えた場合、また課税事業者であった人の基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合各々の届出義務はどうなりますか。

答2 免税事業者の基準売上高が、1,000万円を超えた場合には「消費税課税事業者届出書」の提出が必要となります（提出期限 事由が生じた場合、速やかに。）。

また、課税事業者の基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合には、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」の提出が必要となります（提出期限 事由が生じた場合、速やかに提出します）。但し、「消費税課税事業者選択届出書（第1号様式）」を提出した事業者は届出書の必要がありません。

なお、詳しいことは最寄の商工会にお聞きください。

嘱託専門指導員 星 武夫

商工会員・ご家族・従業員の福利厚生プランのための
生命傷害共済（傷害総合保険＋病氣入院見舞金制度）・所得補償共済（所得補償保険）
建設総合補償共済

商工会福祉共済制度

※お問い合わせはもよりの商工会へ

あるいは直接取扱い代理店 有限会社 みやぎふるさとサービスへ

TEL 022-216-2358